

反対討論  
～学校活性化条例修正案～

私は、大阪維新の会 大阪市議員団を代表し、議員提出議案第 12 号「大阪市立学校活性化条例の一部を改正する条例案」について、先の議決のとおり決することに対して、反対の立場から討論させていただきます。

本件については、先程、橋下市長から、この度の再議に付した理由につき説明があり、また先日の本会議において、我が会派の藤田議員より反対討論がなされており、今般、私からはそれを補足し、またこれまでの議会での議論を整理し、以下論点を絞り意見を述べさせていただきます。

まず1つめは、本件公募制度そのものについてであります。

これまでの市会での議論を聞いていますと、公募＝外部人材の登用との認識が強いのではと感じるところです。

しかし、この公募制度は、内部人材・外部人材の双方が対象となっているわけです。

実際にこの公募制度によって就任した校長の数を確認したところ、平成25年度では外部11名に対して内部から52名、本年度においては外部12名に対して内部から39名と、圧倒的に内部人材の登用が多い結果となっております。

そのため、外部から採用された校長の問題をもって、公募制度を否定する・止めるということは、極めて短絡的な考え方であるといわざるをえません。

外部校長の問題を論点とするならば、選考の方法・採用後のフォロー体制等を改善すべきであり、公募制度そのものとはイコールではありません。

この公募制度は、従前の不透明な任用方法を見直し、採用プロセスの透明化を図ることに大きな意義があるわけです。

この度の改正案によって、公募制度がストップし、これによって過去の不透明な任用制度に戻ることは反対させていただきます。

2つめに、外部校長の問題について、意見を申し上げます。

これまで、いわゆる外部校長の不祥事と言われている事例を理事者に確認したところ、正式な処分の対象となったのが1件、その他が5件であるとのことです。

この点につきましては、マスコミでは外部校長を特定して取り上げられることも多く、また本市会の議論においてもそのような指摘が多々見られます。

それでは、内部校長では不祥事は発生しないのでしょうか。

先日、理事者から、内部校長の不祥事の事例についても急ぎ資料を作成していただきました。

この資料によれば、戒告・減給・停職等の処分を受けた校長は、平成22年以降で9件の事例が見られます。

また、正式な処分の対象とならない事例はどうかと尋ねたところ、そこまでは正確に把握できていないとのことでありました。

ここで、数字上の事実だけ比較すると、処分の対象となっていない事例は正確なデータがないため比較できませんが、処分を受けた事例は外部校長が1年で1件、内部校長が4年間で9件であり、この件数で見れば内部校長の方が多いということになります。

これに対しては、外部校長と内部校長の母数が異なるため、比率で見れば外部校長が高いとの意見もあるでしょう。

しかし、制度導入からたった1年という経過年数及び、これまでの外部校長の採用人数はまだ20名強ということを見れば、現時点において「外部校長だから不祥事を起こす」と結論づけるには、全く至らないと考えます。

3つめに、今般の改正案における文言の変更、すなわち「原則公募により行うものとする」から「公募により行うことができる」との点について申し上げます。

この点については、藤田議員が先日の討論において「義務規定」と「任意規定」の相違点について指摘しております。

実は、学校長の公募については、現在の活性化条例が成立・施行される以前から既に可能であったとのことでした。

この点につき、昨日、理事者に確認したところ、従前の制度において、民間から採用した校長は、平成19年に1人実績があるだけで、それ以外は記録がないとの回答でありました。

すなわち、「できる」というだけの文言では、その実効性が極めて乏しくなる可能性が高いといえるのです。

これまで議会においては、他会派の議員からも「公募制度そのものを否定するわけではない」との意見をよく聞いてまいりました。

そうであれば、この公募制度を実効性あるものとするためには、「公募により行うことができる」との文言では不十分である旨を申し上げておきます。

以上、3つの点に絞りご説明・意見を申し上げましたが、  
以下、加えて申し上げます。

現在、学校現場・教育現場においては、様々な課題が存在しております。  
従前の教育現場での知識・経験だけでは、なかなか解決できない時代にきていると感じる次第です。

だからこそ、外部人材による発想・新しい取り組み等の導入が求められているわけです。

また、内部人材に関しても、従前の慣習・慣例にとらわれることなく、学校経営に意欲を持つ優秀な人材が校長に就任できるようすべきであります。

今般の学校活性化条例に基づき、校長公募制度が導入されたのは、現時点ではまだ1年しか経過しておりません。

様々な改革や新しい制度の導入については、短期間で成果が出るものもあれば、時間をかけて効果が生じてくるものもあるわけです。

ときには課題・問題が発生することもあるでしょう。

はじめから100%の制度など、現実にはありえないのです。

橋下市政における改革・新しい制度の導入に対しては、他会派の議員から時期尚早である・拙速であるとの意見をしばしば聞きますが、今回の校長公募制度を導入後たった1年だけでストップさせてしまう考え方こそが、むしろ拙速ではないでしょうか。

今後、より良い制度を構築していくためには、まだまだ導入からの期間が短い・採用人数も少ない現時点において、今ここでストップするのではなく、今後も制度を継続的に、常に検証・改善を重ねながら進めていくことが必要であると申し上げます。

以上、私の反対討論とさせていただきます。